ジャパネットカード会員の皆様へ

保険サービスのご案内

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要について
ご説明させていただいたものです。実際の保険金お支払の可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。
なお保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

海外旅行傷害保険　事前に旅行代金等を当該カードでお支払いいただいた場合に補償されます。

被保険者の範囲は本人会員となります。

担保項目		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金額（注1）
傷害	死亡・後遺障害	被保険者が旅行期間中（注２）に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、事故の日からその日を含めて１８０日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	最高5,000万円 ①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に保険金額の100％ ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて保険金額の3％～100％
傷害	治療費用	③医師の治療を受けられた場合	100万円（１事故・１疾病の限度額）
疾病	治療費用	被保険者が旅行期間中（注２）または旅行期間終了後７２時間以内に発病し、かつ医師の治療を受けられた場合。ただし、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ★妊娠・出産・早産・流産、これらに起因する疾病、歯科疾病を除きます。 ★旅行期間終了後に発病した疾病については、その原因が旅行期間中に発生したものに限ります。 ●旅行期間中に感染した所定の感染症（注３）で旅行期間終了後３０日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。	治療に要した次の費用のうち、現実に支出された金額で、社会通念上妥当と認められる金額。 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院不可能時の代替客室費 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった次の費用（20万円限度） a）国際電話料等通信費 b）入院に必要な身の回り品購入費（5万円限度） ●保険金請求に必要な被保険者以外の医師の診断書の費用　など

注1）複数のクレジットカード（他社カード含む）付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各カード（他社カード含む）に付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、クレジットカード付帯に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。
※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。
注2）旅行期間とは以下の期間をいいます。
①日本を出国する以前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金を当該カードで支払った場合、あるいは日本を出国する以前にその予約を行い、料金を当該カードで支払った場合で、「日本を出発してから3ヶ月後の午後12時までの旅行期間」
②日本からの出国後、公共交通乗用具の料金を当該カードで支払った場合、あるいは日本からの出国後、その予約を行い料金を当該カードで支払った場合で、「料金をはじめて当該カードで支払ってから3ヶ月後の午後12時までの旅行期間」
●①②とも会員資格が有効である期間中に料金を支払った場合に限ります。
●①②は重複して適用されません。
※公共交通乗用具とは……日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等を、海外においてはこれに準じる乗用具をいいます。（当該旅行のために乗用するものに限ります。）
※募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
注3）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（★1）①一類感染症②二類感染症③三類感染症④四類感染症●鼎口虫（がっこうちゅう）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（★2）
（★1）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
（★2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

担保項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金額（注1）
賠償責任	被保険者が旅行期間中（注２）に偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	1,000万円（1事故の限度額） ●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止軽減のために要した必要・有益な費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した、被害者の応急手当等の緊急措置費用や訴訟費用　など
携行品損害	被保険者が旅行期間中（注２）に携行する身の回り品（被保険者の所有するもの）が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合 ★「携行する」とは、携えて持っている状態、または被保険者が常時監視できる状態をいいます。	10万円（1旅行中かつ1年間の限度額） ●損害額から３，０００円を控除した額 ●損害額とは、購入額から減価償却した時価額（修理可能な物は時価を限度として修理費）を指します。　航空券等の損害額は、事故後に元の券と同等の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき５万円を限度とします。旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき５万円を限度とします。
救援者費用	①救援対象者の死亡 a）旅行期間中（注２）のケガによる事故後１８０日以内の死亡 b）疾病による旅行期間中の死亡 c）旅行期間中に発病した疾病による旅行期間終了後３０日以内の死亡 ②旅行期間中のケガまたは旅行期間中に発病した疾病による救援対象者の７日間以上の継続入院 ③旅行期間中に救援対象者が搭乗する航空機・船舶の、行方不明・遭難　など	100万円（1年間の限度額） ●現地に赴く航空運賃等交通費（救援者３名分限度） ●現地でのホテル等客室料（救援者３名分）限度かつ１名につき１４日間限度） ●現地からの救援対象者の移送費用 ●救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用（１００万円限度） ●救援者渡航手続費および現地での諸雑費（２０万円限度） ●捜索救助費用　など

●海外旅行傷害保険は、ご加入日（カード発行日）の翌日以降に日本をご出発の旅行から対象となり、補償期間は1旅行につき最長3ヶ月で、ご旅行の都度適用されます。
●海外でレンタカーを利用される場合、現地で自動車保険にご加入することをおすすめします。（弊社のカード付帯の海外旅行傷害保険では、自動車運転に関する賠償事故等は補償されませんのでご注意ください。）

国内旅行傷害保険　事前に旅行代金等を当該カードでお支払いいただいた場合に補償されます。

被保険者の範囲は本人会員となります。

担保項目		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金額（注1）
傷害事故	公共交通乗用具搭乗中	被保険者が当該カードにより公共交通乗用具搭乗券を予め購入し、公共交通乗用具（注2）に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で	①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合
傷害事故	宿泊火災	被保険者がノークーポンシステム（注3）を利用して予約を行った宿泊施設に宿泊中、または当該カードにより予め宿泊料金を支払った宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によるケガが原因で	死亡・後遺障害保険金額　最高5,000万円 入院保険金日額（フランチャイズ7日間（注5））3,000円 通院保険金日額（フランチャイズ7日間（注5））2,000円 手術保険金　最高12万円 お支払いする保険金 ①死亡された場合…被保険者の法定相続人に保険金額の100％ ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じて保険金額の3％～100％ ③［入院保険金日額×入院日数］（ただし、事故の発生の日から180日以内の入院でかつ180日が限度） ④手術の種類に応じて［所定の倍率（10倍、20倍、40倍）×入院保険金日額］（ただし、入院保険金が支払われる場合で、1回の事故につき1回の手術に限る） ⑤［通院保険金日額×通院日数］（ただし、事故の発生の日から180日以内の通院でかつ90日が限度）
傷害事故	募集型企画旅行参加中	被保険者が当該カードにより宿泊を伴う募集型企画旅行（注4）の料金を予め支払い、宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で	

注1）他のクレジットカード付帯の傷害保険にご加入の場合は、死亡・後遺障害・入院・通院の保険金額・保険金日額は合算されず、最も高い保険金額限度となります。
注2）公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。
注3）ノークーポンシステムとは……カード加盟店である旅行業者に当該カード会員であることおよび予め当該カードで宿泊施設の料金を支払うことを告知してホテル・旅館等の宿泊施設の予約を行うシステムのことをいいます。
注4）宿泊を伴う募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
参加中とは……募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から、最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。
注5）事故の発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。
※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。
※左記のケガを被ったとき既に存在していた身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額が支払われます。
●当該カードご加入日（カード発行日）の翌日以降に発生した事故によるケガが保険の対象となり、ご旅行の都度適用されます。

＜補償の対象とならない主な例＞

①傷害事故（海外・国内共通）
●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
●被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
●被保険者に対する刑の執行
●戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
●核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
●被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
●被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
●被保険者の妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故（国内旅行のみ）
●原因のいかんを問わず、頸部症候群（むちうち症）または腰痛で他覚症状のないもの
●被保険者が危険なスポーツ活動中の事故
※危険なスポーツとは……山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
（注1）山岳登はん…ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
（注2）航空機…グライダーおよび飛行船を除きます。
（注3）操縦…職務として操縦する場合を除きます。
（注4）超軽量動力機…モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
●被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）の事故　など
★公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故に限られますので、電車・タクシー等から降車した後の事故は補償されません。（国内旅行のみ）
※航空機の搭乗者として「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる間」は補償されます。（施設管理者の事故証明書が必要）
★募集型企画旅行（宿泊を伴うもの）の集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。（国内旅行のみ）
★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

②疾病治療費用（海外のみ）
●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
●被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
●戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
●原因のいかんを問わず、頸部症候群（むちうち症）または腰痛で他覚症状のないもの
●旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後72時間経過後に発病した疾病
●被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
●歯科疾病
●ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等登山用具を使う山岳登はん中の高山病　など
★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

③賠償責任（海外のみ）
●保険契約者・被保険者の故意による事故
●戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
●被保険者の職務遂行に直接起因する事故（職務上の賠償責任）
●被保険者の親族に対して生じた事故
●被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
●被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
●航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故　など

④携行品損害（海外のみ）
●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
●被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
●戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
●差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
●自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い欠陥による損害
●汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
●置き忘れまたは紛失による事故（置き忘れ後に生じた盗難も含む）
●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
●修理の際に発生する代金引換手数料
●被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品　など
★現金・小切手・有価証券類、切手、預貯金証書・クレジットカード、稿本・帳簿等、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自動車、危険なスポーツ（前記※参照）を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具等は携行品に含まれません。

⑤救援者費用（海外のみ）
●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
●救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為（自殺による死亡を除く）
●戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
●救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故（無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く）
●旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
●救援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病（妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く）による入院
●歯科疾病による入院　など

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。

海外でのアクシデントには

1．保険金申請までの手順

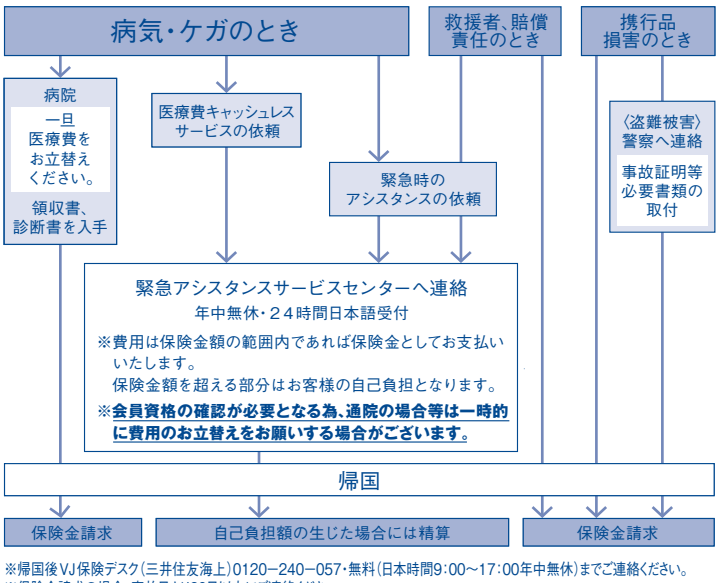

※帰国後VJ保険デスク（三井住友海上）0120−240−057・無料（日本時間9:00～17:00年中無休）までご連絡ください。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

2．保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類		死亡保険金	後遺障害保険金	治療費用保険金	救援者費用保険金	携行品損害保険金	賠償責任保険金
現地でご手配いただく書類	医師の診断書			◎（注1）			◎（注2）
	治療費の明細書・領収書			◎			◎（注2）
	死亡診断書または死体検案書	◎					
	事故証明書	◎	○	○	○	○	○
	支出を証明する書類				◎		
	示談書						◎
	示談金領収書						◎
	損害額を立証する書類						◎
	対象カードの利用を証明する書類	○	○	○	○	○	○
国内でご手配いただく書類	損害品明細書					◎	
	損害額を証明する書類					◎	
	除籍謄本	◎					
	委任状・戸籍謄本	○					
	後遺障害診断書		◎				
	印鑑証明書	○	○	○	○		○
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	パスポート（コピー）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	対象カードの利用を証明する書類	○	○	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。
（注1）治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。
（注2）対人賠償の保険金請求に必要となります。

国内でのアクシデントには

保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	入院・通院保険金	後遺障害保険金	死亡保険金
保険金請求書	◎	◎	◎
診療状況申告書	○		
同意書	◎	◎	◎
診断書	○		
後遺障害診断書		◎	
事故証明書	◎	◎	◎
死亡診断書または死体検案書			◎
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本			◎
委任状	○	○	○
念書			○
印鑑証明書	○	○	○
当該カードの利用を証明する書類	◎	◎	◎

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。
※保険金のご請求が30万円以下のときは、「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。

日本語緊急援助サービス

三井住友海上の緊急アシスタンスサービス〈年中無休・24時間・日本語受付〉

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。
本人会員以外のご家族の方は、原則アシスタンスサービスはご利用できません。

サービス内容

●ケガや病気の場合の緊急アシスタンス
・医師・医療施設の紹介・案内　・医療費キャッシュレスサービス　・患者の医療施設への移送
・患者の本国への移送　・現地での医師の緊急派遣　・医薬品類の緊急手配　・通訳の紹介・手配
●ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス
・現地でのご遺体の埋葬　・ご遺体の本国への移送
●その他のアシスタンス
・救援者の渡航・宿泊手配　・遭難された場合の捜索・救助
●法律上のアシスタンス
・弁護士の紹介・手配など
※本サービスご利用の際は、事前に各滞在地に応じた緊急アシスタンスサービスセンターまでご連絡いただき、オペレーターの案内に従ってご利用ください。

サービスの費用について

●アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
●サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、お支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を会員の皆様にご負担いただきます。
●会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。

ご連絡先

●お客さまのご滞在地域により、それぞれ下記の「緊急アシスタンスサービスセンター一覧」の各センターでお受けします。通話料無料でおかけになれます。(★はコレクトコールでおかけください。)
※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

緊急アシスタンスサービスセンター一覧

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

ご滞在地	電話番号
アメリカ本土／ハワイ／グアム／サイパン	1-833-950-0984
カナダ	1-833-907-7800
メキシコ	01-800-123-3334
アルゼンチン	0800-777-0124
コロンビア	01-8009-812127
ブラジル	0800-761-0223
ペルー	0800-53-284
シンガポール	800-8110-835
インドネシア	007803-81-1-0042
タイ	1800-011-222
フィリピン	1-800-1-8110330
ベトナム	120-81-049
中国携帯／ 全土	4001-203743
香港	800-90-0377
台湾	00801-81-2780
韓国	00798-81-1-0835
オーストラリア	1-800-718-263
ニュージーランド	0800-64-0367
イギリス	0808-23-44041
イタリア	800-7-82492
オーストリア本土	0800-298841

ご滞在地	電話番号
ギリシャ	00-800-8113-0141
スイス	0800-89-6092
スウェーデン	020-790-260
スペイン本土	9009681-94
チェコ	800-143-348
デンマーク	8025-4546
ドイツ	0800-1-80-2557
ハンガリー	06-800-21622
フランス／ モナコ	0800-90-9466
ベルギー	0800-1-2564
ポーランド	00-800-811-1223
ポルトガル	800-8-81-057
ルクセンブルク	8002-6048
ロシア	8-800-301-8865
アラブ首長国連邦	800-081-0-0148
イスラエル	1-80-946-5205

全世界（上記電話がご利用いただけない場合）▶ 050-3820-6645

※滞在の国・地域によっては無料電話にて対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますので、ご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますので予めご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますので予めご了承ください。

ショッピング保険（動産総合保険）

1. 補償内容
対象カード会員が当該カードを利用して購入した1点1万円以上の商品が、購入日（配送等による場合には商品の到着日）より180日以内に破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に補償されます。

2. 自動的に補償されます
事前にご通知いただくことは必要ありません。当該カードでお買い上げいただいた1点1万円以上の商品について、自動的に補償されます。

3. 被保険者
対象カード会員およびこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

4. 補償期間
対象カード会員である期間（会員資格を失った日以降に生じた損害は補償されません。）

5. 期間中の補償限度額
会員1名につき期間中の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

補償限度額	50万円（会員1名・年間）
自己負担額	3,000円（1事故・1商品）
対象期間	購入日より180日間
対象となる商品	1点（注）1万円（税込）以上の商品

（注）付属品を含みます。

6. お支払いする保険金の額
当該カードご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額）から自己負担額を控除した金額をお支払いいたします。ただし、会員1名につき前記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部を当該カードで支払った場合には、当該カードのご利用金額を限度とします。

7. 補償の対象とならない主な商品
●船舶（ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品（ホイールおよびカーナビゲーションを含みます。）
●携帯式電子機器（移動電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の通信機器、ノート型パソコン、ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品）
●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
●動物および植物
●現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券類（鉄道・船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。）、旅行者用小切手、電子マネーおよびあらゆる種類のチケット
●食料品（酒類含む）
●テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
●書画、骨董品、彫刻物、絵画、美術品
●不動産および不動産に準ずるもの
●会員が従事する職業上の商品となる物
●ギフトカードで購入した物
●他人より委託されて購入した物　など

8. 補償の対象とならない主な損害
●会員または保険金を受取る方の故意または重大な過失または法令違反に起因する損害
●保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食い、または性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐蝕によって生じた損害
●商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
●戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
●国または公権力の行使に起因する損害
●核燃料物質に起因する損害
●紛失または置き忘れ（置き忘れ後に生じた盗難も含む）に起因する損害
●水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
●詐欺または横領に起因する損害
●故障による損害
●商品の誤った使用に起因する損害
●商品の配送中に生じた損害
●管球類の単独損害
●商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剝落、その他外形上の損傷
●楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
●原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
●液体である商品が流出することにより、その商品自体に生じた損害
●商品の保管場所において、普通能力のある満15歳以上の者の不在時に生じた盗難による損害（不在期間が引き続き72時間を超えない場合を除きます）　など

9. 保険金請求
●補償の対象となる損害が発生したら、会員はただちにVJ保険デスク（三井住友海上）にお電話にてご連絡ください。
●後日保険会社より保険金請求書を送付いたしますので次の「保険金請求に必要な書類」を添付のうえご返送ください。
●保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	破損事故保険金	盗難事故保険金	火災事故保険金	その他の事故保険金	備考
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください
罹災証明および盗難届出証明書		◎	◎		所轄の消防署・警察署で取り付けてください
修理費見積書または領収書	◎		◎	○	修理先または購入先で取り付けてください
売上票（お客様控）	◎	◎	◎	◎	
損害を受けた対象物（現物）	○		○	○	
損害状況写真	○		○	○	
その他の関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます

（注）(1)◎印は必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
(2)全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。
(3)上記各書類はコピーではなく原本が必要です。
(4)盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。
(5)配送後の商品の損害については原則として受領証（商品の到着日を確認）が必要となります。
(6)上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

上記内容は概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問い合わせ

VJ保険デスク（三井住友海上）
受付時間／日本時間　9：00～17：00　年中無休
※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。
■国内から **0120-240-057**（無料）
■海外から 国識別番号 81 － 地域番号 18 － 地域内番号 803－0077（コレクトコール可）

A05488 0120-610 山 営一：2025.01（改25.01）